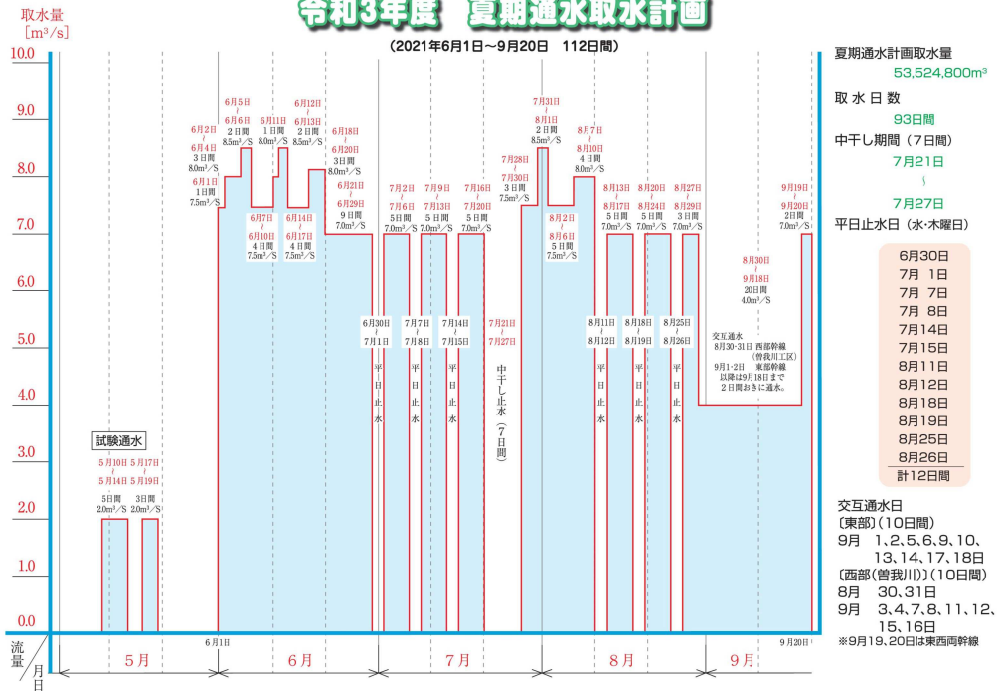


# 令和3年度 夏期通水取水計画

(2021年6月1日～9月20日 112日間)



令和3年5月14日発行 発行 者 水と土里ネット大和平野 大和平野土地改良区

# 大和平野土地改良区だより

第 42号

吉野川分水 検 査

## 近況報告について「金澤理事長挨拶」

新緑の候、組合員の皆様には、益々清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、大和平野土地改良区の業務、運営につきまして、組合員の皆様、国、県、市町村及び関係団体の皆さまには、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

始めに、現在新型コロナウイルス感染拡大が続いており、組合員の皆様にもご不便をおかけしていることと存じます。当改良区といたしましても、マスクの着用や手洗い、消毒等の徹底、また、3密(密閉・密集・密接)を避けるため、会議の書面議決等、感染拡大防止対策に取り組みながら業務運営を実施致しております。

さて、去る3月29日の第67回通常総代会につきましては、これらを鑑み、書面議決として開催をさせて頂き、上程いたしました全議案について、原案通りご承認を賜りました。重ねてお礼申し上げます。

令和3年度一般会計予算につきましては、総額7億200万円となり、前年度より2,800万円の減額となっております。本年度の賦課金単価につきましては、前年度と同額の5,200円/10a、また地区除外済金単価につきましても前年度と同額の419円/㎡でご承認頂きました。

そして、今年の夏期通水は、6月1日から開始し、9月20日までの112日間、計画取水量約5,300万㎡を予定しており、土干し期間は7日間、8月30日から東西幹線交互に通水し、本年度も安全で安定的に農業用水を供給する計画を致しております。尚、通水計画につきましては、天候により急遽変更せざるを得ない状況も想定されますので、通水情報等には十分留意して頂くとともに、皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和2年4月に創設されました吉野川分水歴史展示館を活用し、大和平野の農家の人々の悲願であった吉野川分水の啓発活動に取り組んでおります。改めて先人の労苦とその礎を振り返ることで、この歴史的偉業の重要性を再認識し、後世にその資産をよりよく継承することで、農業再興の一端を担うことができると考えております。

結びになりますが、これから本格的な農繁期を迎え、いよいよ農事多忙な時期となって参ります。皆様におかれましても健康が第一でございます。再度申し上げますが、新型コロナウイルスの感染防止にお勧め頂き、日々、ご健勝にてご活躍頂きますことを心から祈念致しまして、簡単ではございますが、『大和平野土地改良区だより 第42号』の発刊にあたり、ご挨拶とさせていただきます。



### 通水についてお願い

- 吉野川分水は補給用水です。ため池や河川水等と併用での使用をお願いします。特に、平日止水日や中干し並びに交互通水期間の止水幹線は吉野川分水の利用ができませんので、ため池や河川水等をご利用ください。
- 取水方法を誤れば、重大な事故に恐れが及り、必ず所定の方法で取水し、**違反取水は絶対にして下さい。**
- 通水期間中、不測事態の発生により、緊急措置として、次の河川に放流する場合がありますのでご注意ください。  
※緊急時放流(流量調整放流)予定河川  
今木川、曾我川、飛鳥川、寺川  
巻向川、西門川、布留川、菩提仙川  
富藤川、葛城川、高田川  
初田川、葛下川、佐味田川
- 河川、水路等にゴミや刈草などを捨てないで下さい。ゴミや刈草などが原因で、**通水障害を起こす場合があります。**

### 異常を見つけたら 土地改良区に連絡を!

漏水被害を最小限に食い止め、道路や民家への2次災害を防止するには、日頃から地域で作業されている組合員のご協力が欠かせません。

今後とも漏水だけでなく、水量や水位、施設に異常を発見した際は、土地改良区または地元役員までご一報お願いします。

<連絡先>  
大和平野土地改良区 事業課 0744-22-2052

樋野監視所 0745-67-1386  
金剛監視所 0745-66-1082  
梁野監視所 0745-48-2781  
森本監視所 0743-65-1488

### 令和3年度 通水ごよみ

6月	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			
7月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
8月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
9月	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20					

全線通水日 東部幹線のみ通水 西部幹線及び管我川幹線のみ通水 平日止水日

※最終日(9月20日)は総取水量により、全日送水できない場合があります。  
※天候等により変更になることがあります。

### 新年度を迎えて「荒井知事挨拶」

大和平野土地改良区の組合員の皆様方には、平素から本県行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。特に、吉野川分水の適正な維持管理にご尽力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

昨年度より猛威を振るっています新型コロナウイルス感染症については、「うつらない・うつさない」の徹底に努めてまいりました。県民の皆様方には、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、昨年度の水稲作においては、大和平野の各地域で収穫間近にトビイロウンカによる被害が発生し、農家の皆様方にたいへん影響を及ぼしました。県では、今後に向けた対策について調査を実施し、適切な防除と確実な情報伝達が重要であると考えています。今後、関係機関と連携し、様々な媒体で情報伝達に努めてまいります。

さて、この度、もっと良くなる奈良をめざし、県政の発展の目標の道筋として、「奈良新『都』づくり戦略2021」をとりまとめました。産業、観光、暮らし、健康などの振興、農業関係では、農業・農地・農村施策とともに食の振興を掲げています。健康で良い食事を提供し、生産振興や農村地域の活性化を図っていくため、「特定農業振興ゾーンの整備」、「農地マネジメントの推進」、「中央卸売市場の再整備」、「NAFIC(なら食と農の魅力創造国際大学校)教育の充実と周辺の整備」をテーマに食と農の振興を進めてまいります。

大和平野土地改良区の皆様方が管理をいただいている吉野川分水は、通水開始後半世紀以上にわたり、300kmを超える用水路を通じ、大和平野の農地を潤し、水田農業を支えてきました。また、農業のみならず、地下水涵養、大和川水質改善などさまざまな機能を発揮しています。しかしながら、近年、農地や農家の減少が進んでおり、吉野川分水の管理についても都市との混住化も進みご苦労をおかけしているところとです。

県においては、このような中、農地の有効利用を図るため、人・農地プランの実現化の取組を推進するとともに、なら担い手・農地サポートセンター、通称「サポセン」を通じた担い手への農地集積などの「農地マネジメント」に取り組んでいます。その中でも、特にモデルとなる地域を市町村、地域の皆様、直近の宇陀市伊奈佐東部地区では地元土地改良区にもご参加いただき協定を結び、「特定農業振興ゾーン」として、各種施策を集中的に取り組むこととして、大和平野内でも数地区で実施し始めたところです。

引き続き、よりよい奈良県の農業農村をつくるため、各施策にご協力をお願いするとともに、先人たちの努力により実現した吉野川分水の歴史的偉業と施設を今後とも活用し、後世に伝え、土地改良区の皆様方と共に進めてまいりたいと考えています。

結びに、土地改良区のますますのご発展並びに組合員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、新年度のご挨拶といたします。





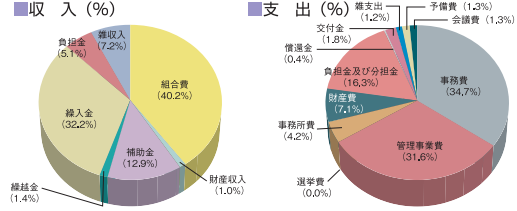
# 第67回通常総代会

令和3年3月29日に開催されました第67回通常総代会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決として開催させて頂き、提案されました令和3年度予算案他12案件について、全てご承認を頂きました。

## 【令和3年度一般会計予算】

1. 組合費	281,950,000
2. 財産収入	7,120,000
3. 補助金	90,820,000
4. 繰越金	10,000,000
5. 繰入金	226,060,000
6. 負担金	35,810,000
7. 雑収入	50,240,000
収入合計	702,000,000

1. 会議費	9,410,000
2. 事務費	243,830,000
3. 管理事業費	222,050,000
4. 選挙費	230,000
5. 事務所費	29,670,000
6. 財産費	49,630,000
7. 負担金及び分担金	114,250,000
8. 償還金	2,940,000
9. 交付金	12,690,000
10. 雑支出	8,300,000
11. 予備費	9,000,000
支出合計	702,000,000



支出の説明

1. 会議費	総代会、理事会、監事会、各委員会の会議費用
2. 事務費	給与、電算委託、印刷製本、法定負担金等一般事務費
3. 管理事業費	国・県・団体施設の維持管理・補修並びに水道費用等
4. 選挙費	総代選挙費用
5. 事務所費	事務所維持管理費
6. 財産費	基本財産・維持管理費・特別賦課金積立金等の積立
7. 負担金及び分担金	ダム、頭首工の管理負担金、国営事業負担金
8. 償還金	負担金利子
9. 交付金	賦課金納付報奨金
10. 雑支出	諸費用
11. 予備費	

## 第102回臨時総代会

令和2年11月17日開催されました第102回臨時総代会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面議決として開催させて頂き、提案されました令和元年度歳入歳出決算を含む7議案について、全てご承認を頂きました。

## 【令和元年度一般会計決算】

1. 組合費	287,880,000
2. 財産収入	25,190,000
3. 補助金	92,860,000
4. 区債及び借入金	-
5. 繰越金	10,120,000
6. 繰入金	2,846,560,000
7. 負担金	36,310,000
8. 雑収入	55,080,000
収入合計	3,354,000,000

1. 会議費	10,340,000
2. 事務費	240,420,000
3. 管理事業費	212,150,000
4. 選挙費	160,000
5. 事務所費	43,270,000
6. 財産費	108,230,000
7. 負担金及び分担金	13,100,000
8. 償還金	2,705,100,000
9. 交付金	12,960,000
10. 雑支出	7,270,000
11. 予備費	1,000,000
支出合計	3,354,000,000

## 土地改良区からのお願いとお知らせ

### 手続きは忘れずに

**組合員の資格に異動があった場合(土地改良法第43条)**  
改良区に組合員資格得喪通知書を提出下さい。  
用紙は当改良区事務所、各市町村農業委員会、JAならげん各支店にご用意して  
いる他、当改良区のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

**農地を転用する場合(土地改良法第42条第2項)**  
各市町村農業委員会で地区除外申請書をご提出いただき、決済金を納付して下  
さい。

- ・農地の売買、相続等により贈与されたとき
- ・農地の賃貸借契約又は解約したとき
- ・農業者年の受給又は、後継者に経営移譲するとき
- ・組合員が亡くなったとき、引越したとき

**注意**  
・公共事業等により道路、河川等に買収及び寄付された場合も同様に地区  
除外申請が必要となります。  
・開発を伴う転用については、工事の協議が必要となる場合があります  
ので事前にご連絡をお願いします。

賦課金の滞納は、土地の売買及び転用に支障となる場合がございますのでご  
注意下さい。

**注意**  
・市町村及び法務局等の公共機関で登記等の手続きを行っても直接土地改良  
区に届出がなければ組合員名簿の変更は行われませんのでご注意ください。

**令和3年度賦課金及び決済金**  
賦課基準日 4月1日  
賦課金 **5,200円/10a**

納付期限  
前期 令和3年 6月30日  
後期 令和3年 12月28日

決済金 **419円/m**

その土地に係る賦課金は、賦課基準日時点での組合員  
に納付いただくこととなります。  
従いまして、基準日以降の異動・地区除外は、翌年度賦  
課金から反映されます。

**多面的機能の発揮について**  
当土地改良区施設の多面的機能を発揮するため、地域で当土地改良区施設・土地をご利用・ご活用され  
る団体と協定を結んでおります。ご希望の団体は、ご連絡をお願いします。

**工事の施工協議について**  
農業用水管等の土地改良施設近辺で工事を行う場合は、事前に当改良区へ工事の協議を行って  
下さい。工事の内容によっては、土地改良施設に影響を及ぼす場合があり、トラブルの原因となり  
ます。

**ため池整備及び区画整理事業等に伴う協議について**  
当改良区事業区域内で土地改良事業及びため池整備や廃池(一部も含む)、圃場整備、区画整備、宅  
地開発等を計画される場合は、土地改良区への協議が必要となります。

## ディスカバー農山漁村の宝及び インフラメンテナンス大賞を受賞しました

「水のつながりプロジェクト」等、当区で取り  
組んでいる吉野川分水を未来に引き継ぐ活動  
について、第7回ディ  
スカバー農山漁村の宝(農  
林水産省)コミュニティ  
部門賞及び第4回イン  
フラメンテナンス大賞  
(国土交通省)農林水産  
省優秀賞を受賞いたし  
ました。

コロナ禍のため、表彰  
式はオンラインで開催さ  
れました。

受賞いたしました活動  
について、ご支援ご協  
力いただきました関係  
各位に、この場をお借り  
して厚く御礼申し上げます。

**吉野川分水啓発活動**  
各種イベントへの参加

吉野川分水を広く知っていただくため、各種イベント  
に参加し、パネル展示やパンフレットの配布等  
を行っています。

令和2年度は、大淀町主催のイベントへ参加しました。  
コロナ禍で、例年のような活動が減少しております  
が、今後も引き続きPR・啓発活動を継続していき  
たいと思います。

**水のつながりプロジェクト**

水が育まれる水源地域と、利用する大和平野地域の住民が交流し、それぞれが理解を  
深め水源地の活動と農業用  
水の恵みを再確認する活動  
を行っています。

令和2年度は、大和平野及  
び水源地域の小学生による  
「田植え体験」「稲刈り体験」  
「源流体験」を行いました。

令和4年度 水のつながりプロジェクト参加校募  
集

吉野川の水源地である川上村と共同で、県内の小学校を対象とした田植え体験等を行える小学校を1  
校募集します。興味のある方は大和平野土地改良区までご連絡下さい。

**感染症対策**  
への協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の  
基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む  
咳エチケット」です。

正しい手の洗い方  
①流水で30秒以上洗い流す。②指先をこすり合わせる。③手の甲をこすり合わせる。④親指をこすり合わせる。⑤手首をこすり合わせる。⑥水をよく流す。

3つの咳エチケット  
①マスクを着用する。②咳やくしゃみをするときは、肘の内側またはティッシュペーパー等で口元を覆う。③マスクをこまめに交換する。

正しいマスクの着用  
①マスクの裏面を触らない。②マスクを顔に密着させる。③マスクの裏面を触らない。④マスクを顔に密着させる。⑤マスクを顔に密着させる。⑥マスクを顔に密着させる。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策本部 関係機関

出典：首相官邸HPより

**奈良県農村周遊自転車ルートマップ**

奈良県農村周遊自転車ルートマップ

農山村を周遊する自転車ルートマップ。奈良県内の農山村を周遊するための自転車ルートが紹介されています。ルートは、奈良県内の農山村を周遊するための自転車ルートが紹介されています。ルートは、奈良県内の農山村を周遊するための自転車ルートが紹介されています。

**全国大規模農業水利事業  
協議会活動報告**

【全国大規模  
農業水利事業協  
議会】の会長で  
ある当改良区金  
澤理事長が、農  
林水産省、財務  
省等に対し令和  
3年度の土地改  
良事業予算確保  
に関する要望活  
動や農林水産省  
幹部と意見交  
換等を行いました。

当展示館では、「吉野川分水」の歴史や事業内容が学べるプロジェクションマッピングやクイズをはじめ、ドローン撮影を使用した映像を取り入れるなど、幅広い世代の方々に親しんでいただける場を提供しております。

**トビイロウンカの発生に注意!**

今年も気象条件によっては水稻のトビイロウンカが多発する可能性があります。6月以降、  
病虫害防除HPにウンカ飛来情報を掲載しますので、ご活用ください。多飛来があった場  
合は、防除時期情報も掲載します。注意報を発表するときは報道  
発表するほか、奈良県にも多飛来場合は、研  
究がはじかれていますので、トビイロウンカ  
の発生に注意してください。

お問い合わせ先 電話番号 管轄

北部農業振興事務所 農業振興課	0743-51-0372	奈良市、大和郡山形市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
中部農業振興事務所 農業振興課	0744-48-3082	大和郡市、橿原市、桜井市、磯原市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、朝日町、上牧町、王寺町、大住町、香合町
東部農業振興事務所 農業振興課	0745-82-3248	宇陀市、山添町、吉備町、御杖村
南部農業振興事務所 農業振興課	0747-24-0131	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野田川村、十津川村、北山村、上北山村、川上村、東吉野村
病虫害防除所	0744-47-4481	

病虫害防除HP 奈良県LINE

**担い手集積・集落営農等の向上に取り組んでいます**

大和平野地区では、地区内の農地において、高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄  
地の増加を鑑み、平成27年度から関係団体及び関係者による「大和平野地区担  
い手農地利用集積向上推進協議会」を設立し、担い手への農地利用集積、集落営  
農等の推進に取り組んでいます。

農地を貸りたい人(農地の管理に困っている方)、  
農地を借りたい人(意欲のある農業者)をマッチングする公的機関です。

農地を貸りたい人 賃付け 農地を借りたい人

農地の管理で困りの場合は、まず、サボセンにご相談ください!

(公)ならげん担い手・農地サポートセンター ☎ 0744-21-5020  
關福原市政務局53番地 ☎ 0744-29-8125

詳しくはHPをご覧ください  
http://www3.pref.nara.jp/nafic/

検索